

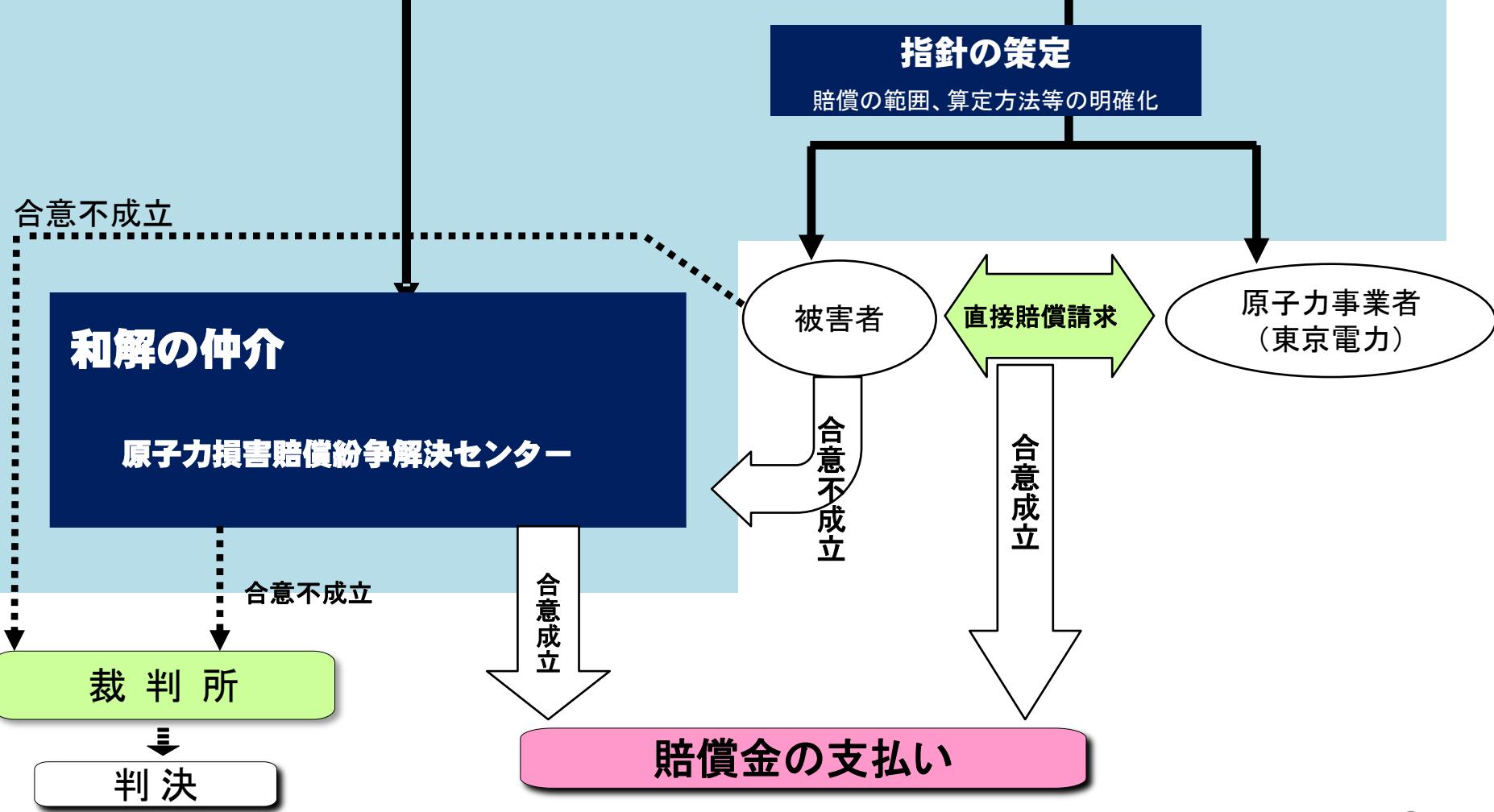
原子力損害賠償紛争解決センター の活動の概要等について

平成28年3月24日
原子力損害賠償紛争解決センター

1. 原子力損害賠償の体制

文部科学省

原子力損害賠償紛争審査会



2. 原子力損害賠償紛争解決センター※の体制

※ 以下、「センター」と記す

原子力損害賠償紛争審査会

○政令改正し、和解の仲介を行う「特別委員」を新設（文部科学大臣が任命）

○委員または特別委員の中から総括委員を指名

○総括委員は、裁判官経験者、弁護士、学者から選任

総括委員会

委員(非常勤)

委員長(非常勤)

委員(非常勤)

○総括委員の業務

- ・パネルの設置
- ・事件及び仲介委員の割振り
- ・進捗管理
- ・各パネルに共通的な業務

仲介委員

和解仲介パネル
①

和解仲介パネル
②

和解仲介パネル
③

和解仲介パネル
④

和解仲介パネル
⑤

仲介室

文部科学省／裁判所／法務省／
弁護士(次長・所長)／弁護士(調査官等)／事務補佐員等

原子力損害賠償紛争和解仲介室

東京事務所

- ・第一東京事務所
- ・第二東京事務所
- (港区西新橋)

室長(裁判官)

次長(弁護士・文部科学省)

室長補佐(検察官)

所長(弁護士)

福島事務所
(福島県郡山市)

コールセンター
(電話窓口)

企画調整・庶務

事件受理・割当
(総括委員会
も担当)

調査官

パネル管理

パネル管理

企画調整・庶務
県北支所
(福島市)
会津支所
(会津若松市)
いわき支所
(いわき市)
相双支所
(南相馬市)

福島事務所



福島事務所



いわき支所



相双支所



会津支所

3. センタ一体制の整備(1)

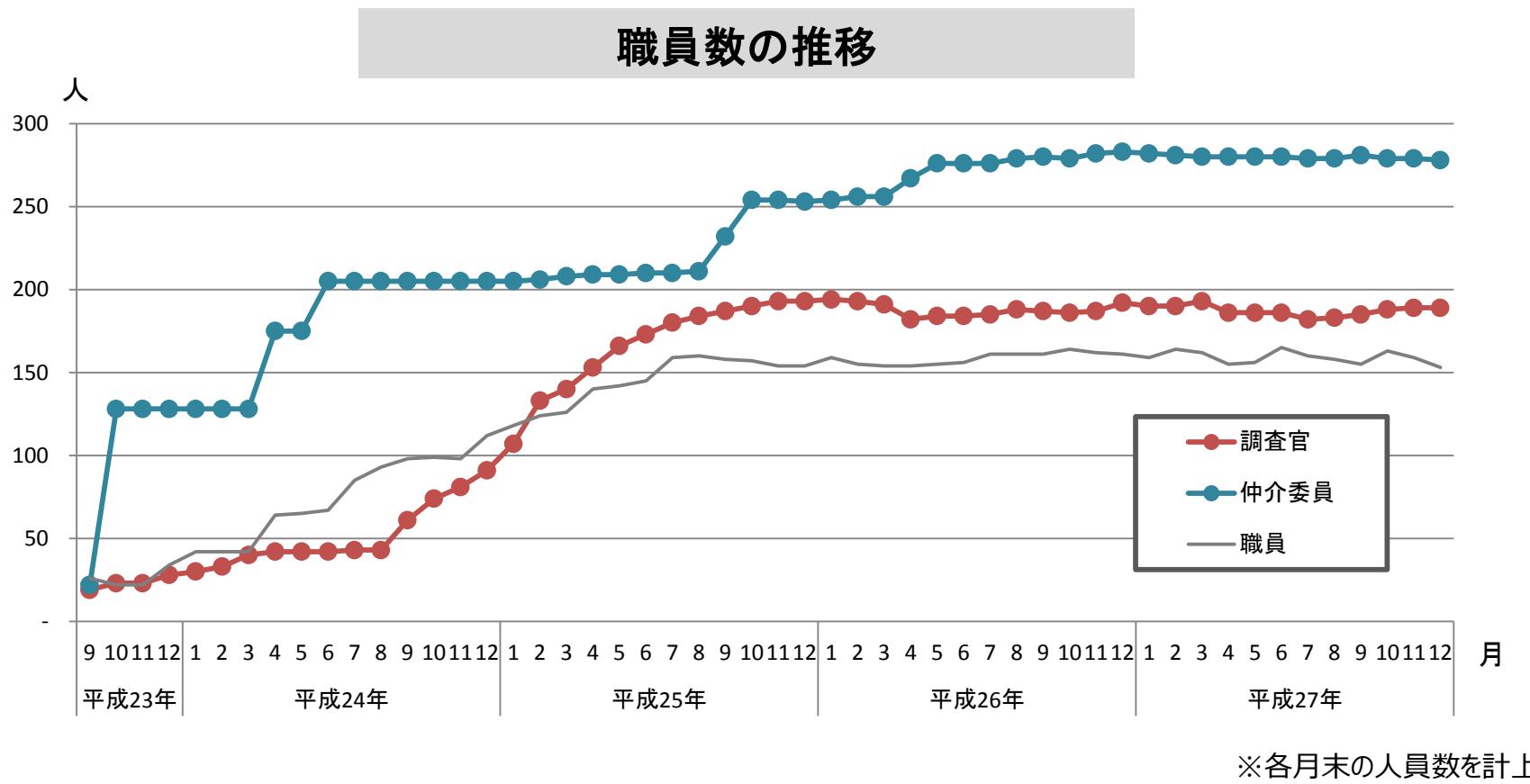
センタ一体制の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総括委員	3	3	3	3	3
仲介委員	128	205	253	283	278
和解仲介室	62	203	347	353	342
調査官	28	91	193	192	189
職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)

※各年の年末における人数を示したもの

3. センタ一体制の整備(2)

- 仲介委員22名、調査官19名で業務開始
- 平成24年から25年にかけて調査官を増員するなど、集中的に体制を整備
- 平成27年末現在、仲介委員278名、調査官189名



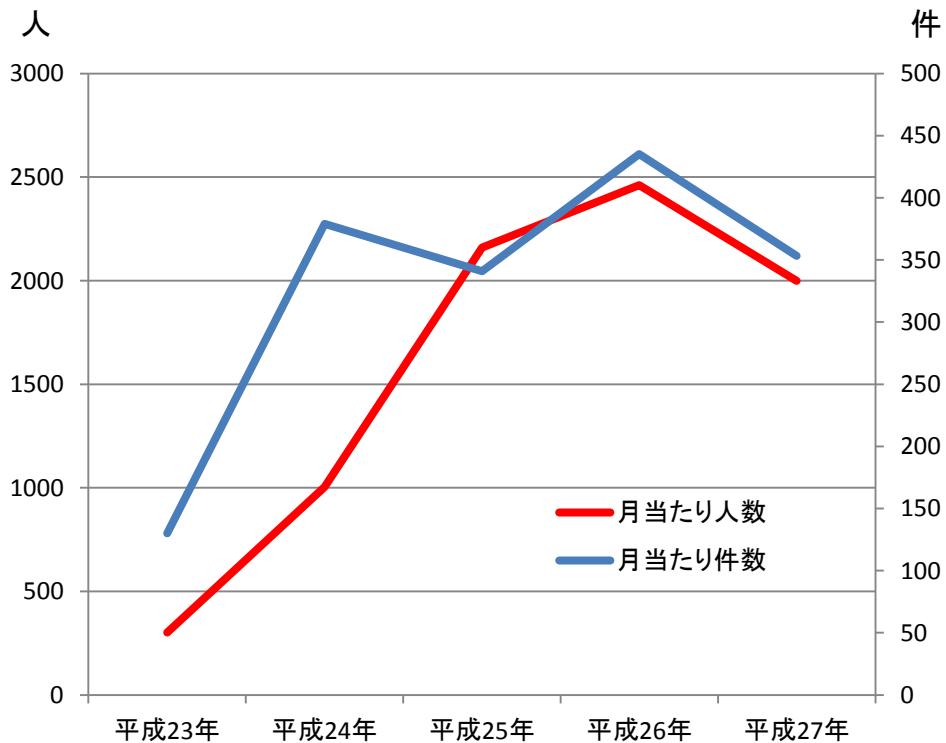
4. 申立件数等の推移(1)

◆申立総件数
申立人総数

18,610件
92,693人

平成27年12月末日現在

申立人数／件数の推移



	申立件数	申立人数
平成23年(9月～12月)	521	1,206
平成24年	4,542	12,055
平成25年	4,091	25,914
平成26年	5,217	29,534
平成27年	4,239	23,984

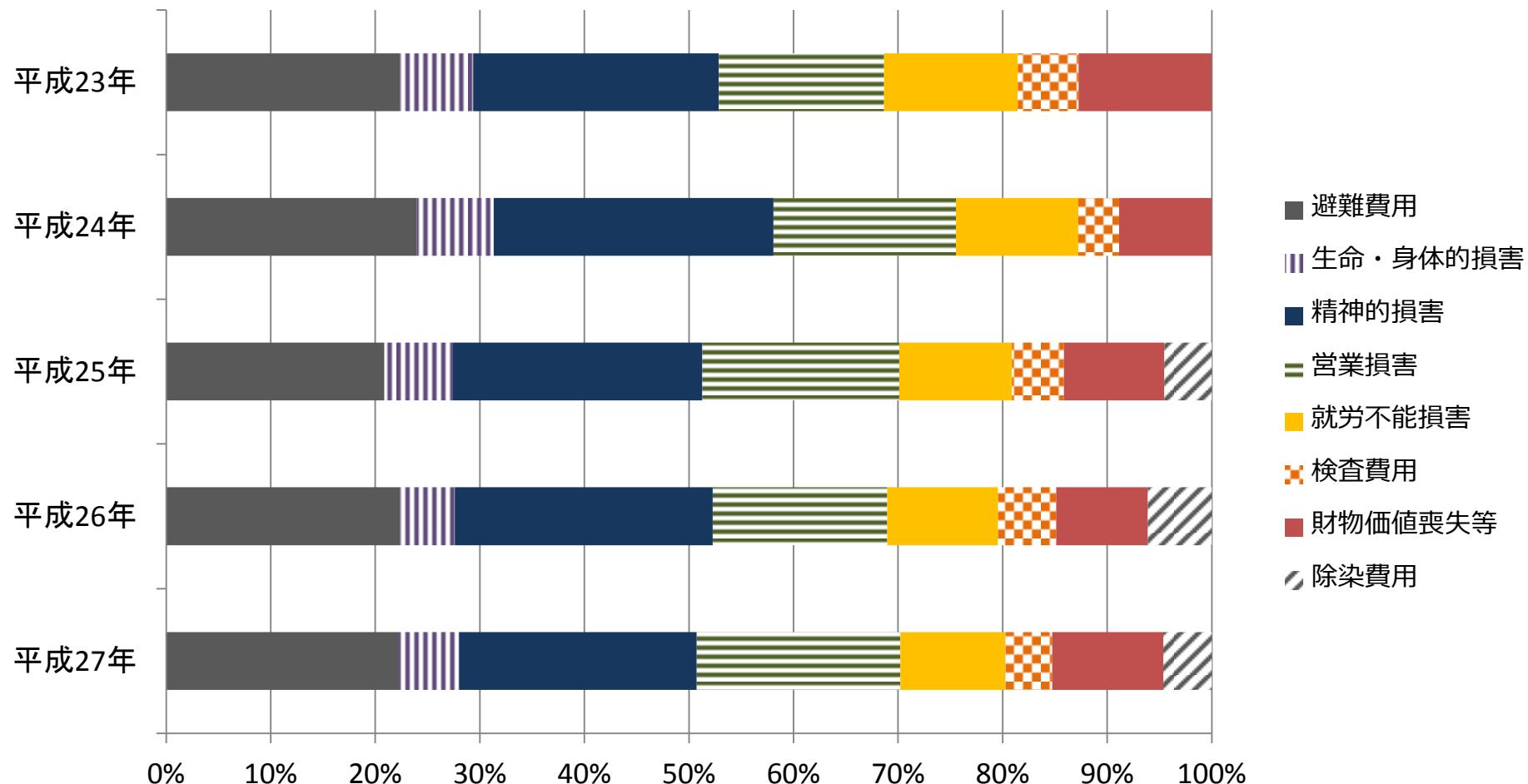
4. 申立件数等の推移(2)

○平成23年から平成27年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計	平成27年 1月～12月合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239
(累計)	-	(5,063)	(9,154)	(14,371)	(18,610)
申立種別内訳					
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)
申立人数	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984
(累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)

※ 平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについては、同じ日に申立書が提出されたものを併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

5. 損害項目別の申立ての分布



※当該年度の項目別申立件数の合計を母数としているため、複数の損害項目を含む申立ては、それぞれの項目に複数回計上されている。

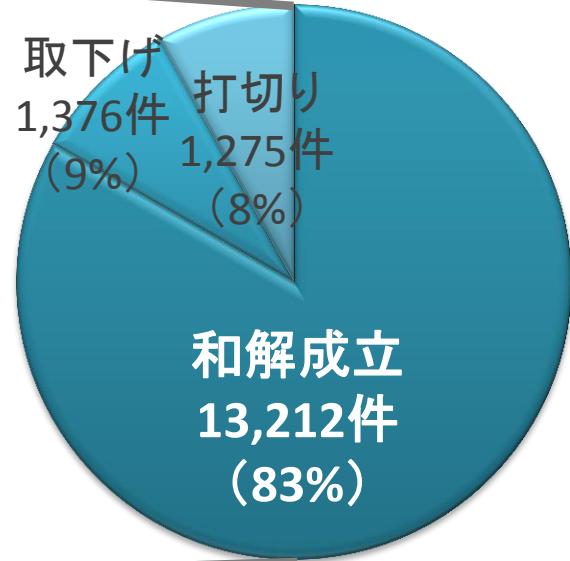
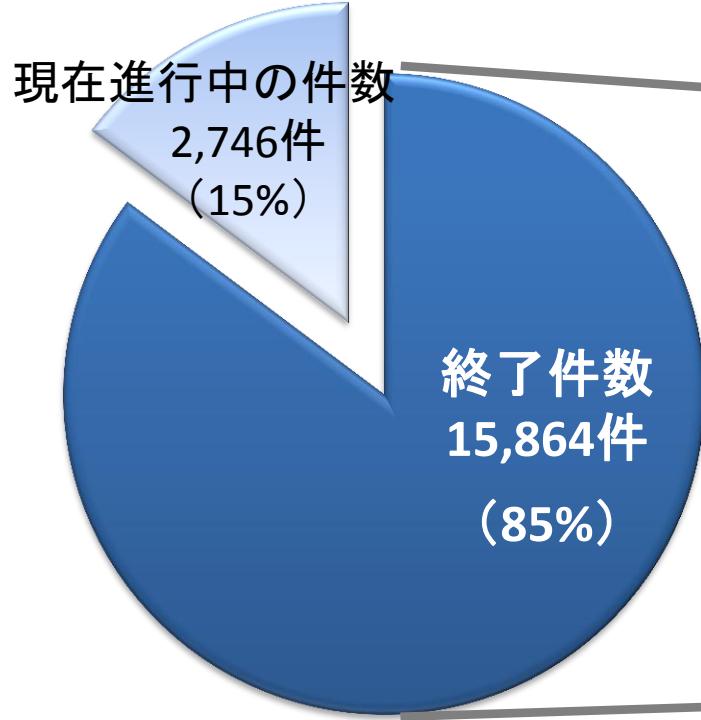
6. 和解仲介の状況(1)

◆終了件数

うち 和解成立
うち 打切り
うち 取下げ

15,864件
13,212件
1,275件
1,376件

平成27年12月末日現在



申立件数 18,610件

6. 和解仲介の状況(2)

○平成23年から平成27年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計	平成27年 1月～12月合計
申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239
既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281
(内訳)					
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,644
和解打切り	0	272	429	300	274
取下げ	4	381	312	316	363
却下	0	1	0	0	0
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746
【参考】					
一部和解成立	0	246	987	516	61
仮払和解成立	0	80	27	1	0

※ 月ごとの申立件数、既済件数及び各月末における未済件数の合計を示したものである。

※ 審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと平成27年1月に変更。変更後の方法によれば平成27年1月に計上すべきもののうち、平成26年12月に既に計上したものがある。

7. 住所地別の申立件数(福島県・宮城県等)

	福島		宮城		その他東北	
	事故時 (※1)	申立時 (※1)	事故時 (※1)	申立時 (※1)	事故時 (※1)	申立時 (※1)
平成23年	403 (77.4)	268 (51.4)	12 (2.3)	17 (3.3)	5 (0.9)	14 (2.7)
平成24年	3,616 (79.6)	2,430 (53.5)	97 (2.1)	211 (4.6)	51 (1.1)	126 (2.8)
平成25年	3,219 (78.7)	2,297 (56.1)	132 (3.2)	232 (5.7)	55 (1.4)	166 (4.1)
平成26年	4,226 (81.0)	3,097 (59.4)	298 (5.7)	419 (8.0)	128 (2.5)	356 (6.8)
平成27年	3,343 (78.9)	2,511 (59.2)	300 (7.1)	397 (9.4)	134 (3.1)	269 (6.3)

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。
また、事故時及び申立時の住所は申立書の記載に従っており、
センターが居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 ()内は、各年の全申立件数に対する比率。

8. 広報活動

(1)住民等対象説明会

被災自治体等との連携により、各地の住民等を対象に、センターの業務概要や申立て方法等を説明。



(2)和解事例の公表

総括委員会が、当センターで実施されている和解仲介の結果が広く知られ、被害者に対する東京電力による損害賠償がより迅速・適切に行われることに資するものとなることを期待し、ウェブページに和解事例を公表。平成24年より計1,129件公表。

(3)和解事例集の作成・配布

避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子「原子力損害賠償紛争解決センターでの和解事例の抜粋」の第3版を平成27年8月に作成。福島県内の自治体等に配布。

(4)リーフレット・パンフレットの作成・配布

頻繁に寄せられる質問への回答や最新の和解事例等を掲載したリーフレット、和解仲介手続きの流れ等をご案内したパンフレットを配布



(5)ポスターの作成・掲載

問合せ先等を記載したポスターを作成、自治体等に掲載を依頼。

農林水産業

(営業損害・逸失利益)

【農業】

- ・宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等により生じた逸失利益、きのこ栽培用の原木及び植菌の財物損害、検査費用等が賠償された事例。
(和解事例607 和解成立日 平成25年8月6日)

- ・宮城県のキュウリ栽培農家について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。
(和解事例635 和解成立日 平成25年8月16日)

【林業】

- ・宮城県南部で山林を所有する申立人について、平成23年9月ころ山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の全額が賠償された事例。
(和解事例683 和解成立日 平成25年9月25日)

【牧畜業】

- ・宮城県の養豚業者について、原発事故により堆肥の出荷先から取引の停止を余儀なくされたことに伴う堆肥の一時保管費用、堆肥の自社処理を実施したことによる電気代増加分、新規堆肥処理施設の設置工事費用等が賠償された事例。
(和解事例755 和解成立日 平成25年11月7日)

- ・宮城県で牧場を営む申立人について、これまで飼料として栽培していた牧草から原発事故後に高濃度の放射性物質が検出されたため、代替の粗飼料を購入して使用せざるを得なくなったとして、平成26年8月までの代替の粗飼料購入費用が賠償された事例。
(和解事例1022 和解成立日 平成26年10月29日及び平成26年12月11日)

農林水産業（続き）

（営業損害・逸失利益（続き））

【水産業】

・宮城県で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止・自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害等が賠償された事例。

（和解事例681 和解成立日 平成25年9月24日）

・宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上は原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限に直面した申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、出荷制限期間を含む平成24年4月から平成25年12月までの期間の逸失利益について、原発事故の影響の割合を5割とする和解が成立した事例。

（和解事例1012 和解成立日 平成26年11月21日）

（除染費用）

・宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営む申立人について、牧草地の除染費用（除染資材購入費及び除染作業費）が賠償された事例。

（和解事例782 和解成立日 平成25年11月27日）

・宮城県で家畜ふん発酵処理施設の共同利用等を目的とする申立人について、平成25年4月に購入した牧草地除染のための機械の購入費用が賠償された事例。

（和解事例785 和解成立日 平成25年11月29日）

サービス業等

(営業損害・逸失利益)

・宮城県で食品の運送業を営む申立人について、警戒区域内の取引先の工場が原発事故で休止したためその生産品の運送が無くなつたことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。

(和解事例368 和解成立日 平成25年2月18日)

・宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う逸失利益(直接賠償では支払を拒否された)の賠償が認められた事例。

(和解事例381 和解成立日 平成25年2月21日)

・宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器(設置型放射線測定器等)購入費用等について、原発事故後、申立会社は增收増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に転嫁されているため損害がない、仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張につき、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償が認められた事例。

(和解事例789 和解成立日 平成25年12月2日)

・宮城県内で遊漁船業を営む申立人らについて、売上の減少に原発事故が一定程度影響していることを認め、逸失利益が賠償された事例。

(和解事例926 和解成立日 平成26年5月22日)

(事業用動産)

・宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、取引先にリースして旧警戒区域(南相馬市小高区)の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板が放射能汚染のために使用できなくなったとして、財物損害が賠償された事例。

(和解事例631 和解成立日 平成25年8月15日)

販売業

(営業損害・逸失利益)

- ・中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。
(和解事例301 和解成立日 平成25年1月18日)
- ・宮城県で稲わらを買い付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。
(和解事例417 和解成立日 平成25年3月19日)
- ・宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益等が賠償された事例。
(和解事例425 和解成立日 平成25年3月25日)
- ・宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が 賠償された事例。
(和解事例561 和解成立日 平成25年7月5日)
- ・宮城県南部の木炭製造販売業者について、原料木に放射性物質が付着していることから売上げが減少したことによる営業損害(逸失利益)が賠償された事例。
(和解事例713 和解成立日 平成25年10月7日)
- ・宮城県で飼料販売業を営んでいる申立会社について、原発事故による売上減少を回避するために十分な営業努力を行っていることなどの事情を考慮し、原発事故の影響の割合を100%として逸失利益が算定された事例。
(和解事例959 和解成立日 平成26年6月11日及び平成26年7月30日)
- ・宮城県産の米を全国の顧客に販売していた申立人について、基準期間を原発事故直前の1年間とし、個別取引に係る実際の経費等を考慮して算定された貢献利益率を採用し、原発事故の影響の割合を10割として、平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。
(和解事例1041 和解成立日 平成27年2月4日)

製造業・加工業

(営業損害・逸失利益)

・宮城県において水産加工業を営み、平成24年9月に事業を再開した申立会社について、同月から平成25年5月末までの風評被害による逸失利益(原発事故の影響の割合4割)等が賠償された事例(東京電力は、売上減少は津波及びそれに伴う長期間の事業停止による顧客離れなどが原因であり、原発事故との相当因果関係はないと主張していた。)。

(和解事例881 和解成立日 平成26年2月18日)

・宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上は増加していたが、この売上増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの「特別の努力」を行った結果であり、福島県産の水産物等については原発事故による風評被害が認められるとして、売上減少額の一部が逸失利益として賠償された事例。

(和解事例929 和解成立日 平成26年5月28日)

・宮城県で海産物を原料とする肥料等を製造販売している申立会社について、津波被害の影響等も考慮した上で原発事故の影響の割合を6割と認定し、風評被害による逸失利益が賠償された事例。

(和解事例972 和解成立日 平成26年9月4日)

(検査費用)

・宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上げの9割を占める取引先(有名ファッショングランド)からの要求により実施している製品の放射線検査費用について、東京電力が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月から平成26年1月までの検査費用が賠償された事例。

(和解事例900 和解成立日 平成26年3月19日)

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。
詳しくは、以下のホームページで、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解事例をご覧ください(http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm)